

一人で悩まず民商へ
どんなことでも仲間と
知恵を出し合えば
のりこえられる
経営・くらしのご相談は



あなたも
民商にご入会
ください

民商（民主商工会）は、中
小業者の経営とくらし、権
利を守って60年。全国
に582の民商があり、
20万人の仲間が地域の支
部や班で交流しています。

宮商連 検索
<http://www.m-shouren.com/>

民商

中小業者を廃業に追い込む消費税増税 反対！

何でも相談会

随時開催中

まずはお電話を！

時間 午後1時～午後7時
(月～金)



無料

消費税「10%なら廃業」！ 13.7%

あなたは、役所だけの申告になっていませんか？

国税通則法でこんな怖い目に

国税の無申告は
5年以下の懲役

500万円以下の罰金

申告の
相談は
民商へ

税金も 記帳も

民商



税務署の税金調査で困っている

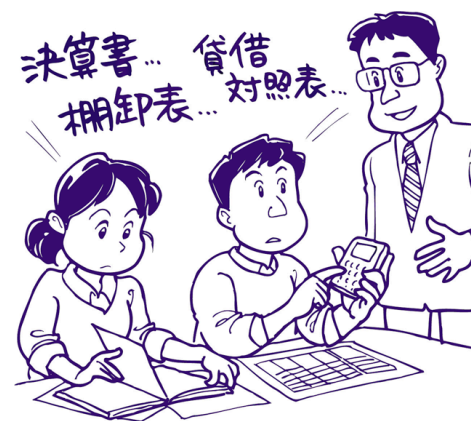
ひどい調査・徴収急増中！

おどろくような調査、徴収が多発。署員が突然きて任意調査にも関わらず「拒否できません」とおどし、自白調書をムリヤリ書かせます。違法調査と知らずに従えば、身に覚えのない重税がのしかかります。

正しい記帳をして税金のこと
経営にも役立てたい

記帳・決算 ますます大変

今年から、半年で売上1000万円を超えると、翌年から消費税がかかります。自分で納得のいく記帳をして、消費税につぶされない対策を！民商では、仲間どうし教え合って楽しく学んでいます



新しく事業を
はじめたい

開業資金、許可の相談したい



資金繰り・融資に
ついて相談したい

民商でばっちり！

労災・雇用保険 | 経営 | 国保 | くらし

経営と暮らしのヒントがいっぱい「全国商工新聞」月500円。購読のお申し込みは民商へ

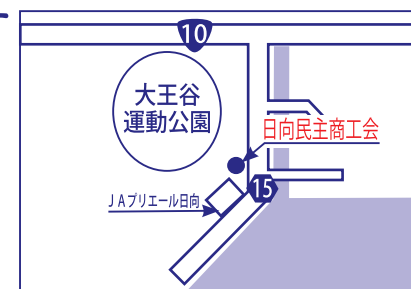
地域経済を支える中小業者を応援します

日向民主商工会



0982-54-9608

〒883-0062 日向市大字日知屋 12002-137 (JAプリエール日向北側)



民商の税金情報！

2013年1月～ 税務調査が変わる！

①調査手続きがルール化



税務調査の前に「事前通知」(下図)が行われるなど、調査手続きルールが法律で決められました(「国税通則法」改正)

事前通知 チェック表

ちゃんと通知されたか☑を

- ☐ ①日時
- ☐ ②場所
- ☐ ③調査の目的
- ☐ ④調査される税目
- ☐ ⑤調査の対象期間
- ☐ ⑥調査の対象物件
- ☐ ⑦納税者の氏名・住所
- ☐ ⑧職員の氏名・所属部署
- ☐ ⑨日時・場所を変更する場合
- ☐ ⑩他に疑いが出た事項は、改めて通知

しなくても調査できる説明



②税務調査がきびしくなる！？

事前通知

危険

通知しない「例外」も法律に

対策

「原則は通知」を徹底させよう

帳簿書類

危険

提示・提出が義務化(罰則付き)

対策

納税者の「理解と協力」を得てから

資料の「持ち帰り」

危険

コピーを強要し、返還しない方針

対策

本人の承諾なしには、強制できない

税務調査は、強制捜査と違い、あくまで任意調査です。納税者の「理解と協力」を得ることが必要です。法律の悪用は許されません。民商でしっかり対策を！



2014年1月～ 全業者に記帳が義務化

十分に対応可能 でも甘くない？

全事業者が記帳・帳簿保存を「しなければならない」ことに。でも罰則や不利益はなく、義務ではありません。簡易な記帳でよく、十分に対応可能です。しかし、税務署は「こんな記帳ではダメ」とおどして、調査をきびしくする狙いです。詳細は民商でしっかり対策を！

「簡易な方法による記帳」とは？ *税務署資料より

小額なものは、日々の合計金額のみを一括記載できます。

※消費税は上記とは別の帳簿等記載が必要(課税売上1000万円超が対象)。